

(第13号議案)

公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (職員の派遣)	第1条 (略) (職員の派遣)
第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決 めに基づき、当該団体の業務にその役職員として 専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を 除く。)を派遣することができる。	第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決 めに基づき、当該団体の業務にその役職員として 専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を 除く。)を派遣することができる。
(1) <u>地方税共同機構</u>	(1) <u>一般社団法人地方税電子化協議会</u>
(2) (略)	(2) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
第3条～第8条 (略)	第3条～第8条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
<u>附 則</u>	
<u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u>	